

うきは市財政健全化審査意見書

うきは市公営企業会計経営健全化審査意見書

7う監 第 19 号
令和7年8月25日

うきは市長 権藤 英樹 様

うきは市監査委員 石井 好貴
うきは市監査委員 樋口 隆三

**令和6年度うきは市財政健全化審査意見書及び
公営企業会計経営健全化審査意見書の提出について**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

令和6年度 うきは市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和7年8月5日から令和7年8月20日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

(単位：％)

比 率 名	令和6年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	13.47	
② 連結実質赤字比率	—	18.47	
③ 実質公債費比率	6.4	25.00	
④ 将来負担比率	—	350.00	

※表中の「—」は、赤字でないことを表している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、令和6年度は実質収支額が黒字のため実質赤字比率の数値はない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、下水道などの公営企業会計を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、令和6年度は実質収支額が黒字のため実質赤字比率の数値はない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

令和6年度の実質公債費比率は6.4%で、昨年度と比較すると0.1ポイント減少している。早期健全化基準の25.00%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

令和6年度の将来負担比率の数値はない。

令和6年度 うきは市公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和7年8月5日から令和7年8月20日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

(単位：%)

会 計 名		令和6年度 資金不足比率	経営健全化基準	備考
法 適 用 企 業	① 下水道事業会計	—	20.0	資金不足なし
	② 簡易水道事業会計	—	20.0	〃

※表中の「—」は、資金の不足がないことを表している。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

資金不足比率とは、下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すもので、令和6年度の決算は両会計とも資金不足は生じていない。経営健全化基準は20.0%である。